

わなんれん

平成17年9月15日第38号
和歌山県難病団体連絡協議会
【事務局】
和歌山県紀の川市
森 田 良 恒

見えない障害 高次脳機能障害の実態と理解

平成17年9月11日（日）
和歌山市プラザホープ



交通事故などが急増する中、救急医療の発達に伴い救命は飛躍的となりました。しかし、その後の後遺症に苦しむ方々は少なくありません。この脳外傷、脳卒中や脳炎の後遺症により発生するさまざまな症状が“高次脳機能障害”です。しかし、その実態は十分に把握されておらず、制度適用も困難なことから、本人、家族ともに以前とのギャップにどうしていけばよいか解らず将来への不安を抱えています。

最近メディア等で取り上げられる機会が多くなり、知られるようになりましたが、このたびワークショップフラットとNPO法人難病患者障害者相談支援センターNSCが主催して「高次脳機能障害」についての勉強会が開催されました。会場のプラザホープの2階多目的ホールには満員の約100名の参加者が詰めかけ、関心の高さが感じられました。

第1部では日本赤十字社和歌山医療センター脳神経外科副部長の中 大輔先生（写真右）が「脳外傷の種類と病因 一脳外傷後の高次脳機能障害とリハビリー」と題して、臨床医の立場から、脳の話を、スライドを使い、わかりやすく説明いただきました。





第2部では日本脳外傷友の会会長の東川悦子さん（写真左）が「高次脳機能障害の理解と当事者活動」と題して5年前に会を発足させ現在全国に15支部ができたことなどを紹介いただきました。またワークショップフラットの利用者で高次脳機能障害をもちながら日々頑張っている女性との対談も行われ、参加者たちは真剣に当事者の話に聞き入っていました。

参加者の中には、東川悦子さんの呼びかけに応え、和歌山にも友の会ができてほしいと話していました。今後NSCやフラットとしても協力していきたいと考えています。



最後にワークショップフラットの利用者村上さんから「私たちも一生懸命頑張りますので、皆さまの理解とご協力をお願いします」とのアピールが読み上げられ、参加者の大きな拍手を受けていました。



平成17年度対県要望会（県との話し合い）開催

9月5日（月）県文大会議室

恒例の対県要望会（県との話し合い）が県側出席者、山本健康対策課長ほか関係部署各副課長以下27名、患者会側から11疾病団体40名の患者や家族が出席して開催されました。今年は県側からの回答書の読み上げをなくし、すべての時間を質疑応答に充て、熱心な話し合いが行われました。

なお回答については和難連ホームページに掲載していますので、そちらをご覧下さい。

7・14 和歌山県民大集会「障害者自立支援法」を考える 和歌山フォーラム開催

2005年7月14日（木）

県民文化会館大ホール

「障害者自立支援法」について、障害者の究極の法律となることを謳いながら、対象範囲に難病や内部障害はその対象に含まれていません。日本難病・疾病団体協議会ではすでに、「応益負担」導入反対や内部障害・難病・長期慢性疾患などもこの法律に含めた総合的な福祉法つくりを厚労大臣あてに要望書を提出しているところですが、

難病患者を含めたすべての障害者に大きな影響を与える「障害者自立支援法」は、衆議院の解散により一度は廃案になりましたが、9.11衆院選挙で自民党が圧勝し、再び法案が提出されようとしています。

その意味でもこのフォーラムの成功は大きな意義があったと言えます。

＜内容＞

講 演：「障害者自立支援法に関して」

講師 日本障害者協議会常務理事 藤井克徳氏

主 催：7・14 フォーラム実行委員会＜参加団体＞

和歌山県身体障害者連盟

和歌山県難病団体連絡協議会

和歌山県障害児者父母の会連合会

和歌山県共同作業所連絡会

和歌山県手をつなぐ育成会

和歌山県社会就労センター協議会

和歌山県精神障害者家族会連合会

和歌山県知的障害者施設協会

和歌山県精神障害者団体連合会

＜和歌山県難病連の意見発表＞

＜対象範囲について＞

1. 身体・精神・知的の3障害が支援の対象となっているが、難病や長期慢性疾患も支援の対象にすべき。
2. 日本の障害者の割合は5%で、欧米の19～30%に比べ非常に少ない。これは日本の場合は制限列举方式で、欧米では障害の概念にICF（国際生活機能分類）という基準を採用している。
3. 日本難病・疾病団体協議会の統一総会に出席したこの法律案の座長である八代英太氏は「この法の障害カテゴリーは身体・知的・精神の3つだが、本来、難病もその範疇に加え4大カテゴリーとすべきだと主張してきたが、財務省の反発が強く実現できなかつた。わたしは本来日々の生活に不自由があれば障害者の範疇に入れるべきだと主張している。」と話している。（八代英太氏は今回の選挙で落選しました）

＜負担方法について＞

1. 応益負担は難病のように障害や病気の重い人ほど給付に対する負担がかかることになる。治療や療養が必要なため充分に働くことができない状況の中で、最小限必要な介助や援助を「利益」と考えることに納得がいかない。

2. 自立支援と言ひながら、その費用基準を家族収入で算定するということは本来の法律の主旨になじまない。本来本人の収入によるべきである。

難病であるということで家族に気を遣いながら療養生活をしている人も多く、なおプレッシャーをかけることになり、病態をも悪化させるおそれがある。

お知らせ

今年の国会請願署名及び一斉街頭署名行動について下記にてご案内申し上げます。

▼一斉街頭署名行動について (JR和歌山駅前)

今年は10月1日(土)午後3~4時に実施します。

多数ご協力下さいますようお願いします。(別紙案内状)

(新宮市は別に計画しています。詳細は新宮東牟婁難病連へ)

▼平成18年度国会請願署名について署名用紙を送付します。

本年は署名募金にも是非積極的なご協力をお願いいたします。

(同封の振込用紙をご利用下さい)

▼和難連への締切は2006年2月末日です。

<署名送付先>

〒 和歌山紀の川市
和難連事務局 森田良恒

「難病患者・障害者を励ます木之下真市チャリティーコンサート」

日 程：2005年12月11日(日) 午後1:30開演

会 場：和歌山県民文化会館大ホール

チケット：前売り券3000円(当日3500円)